

委託契約書

業務の委託について、委託者下関市（以下「甲」という。）と受託者●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1) 業務の名称 下関市衛生検査センター作業環境測定業務

(2) 業務の内容 別紙1「作業環境測定仕様書」、別紙2「作業環境測定項目」のとおりとする。

(3) 実施場所 下関市武久町二丁目6番1号 下関市衛生検査センター
（しものせきエコマネジメントプランに関する特記事項）

第2条 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。

（下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項）

第3条 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、令和●年●月●日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金●●●, ●●●円（うち消費税及び地方消費税相当額金●●, ●●●円）とする。

（契約保証金）

第6条 甲は、契約保証金を免除する。

（権利の譲渡等の制限）

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の制限）

第8条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(実地調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第10条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(成果報告書の提出)

第11条 乙は、業務を実施したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書(以下「成果報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、成果報告書を受領したときは、遅滞なく業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査(以下「検査」という。)及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、全ての業務の成果が検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) この契約に定める義務を履行せず、業務の遂行に著しく支障をきたし、又はきたすおそれがあると認められるとき。

(2) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(3) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害の補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(機密の保持)

第16条 乙及び乙の作業者は、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第18条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第19条 この契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(履行の決定)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年(2026年)●月●日

委託者 下関市
下関市長 前田 晋太郎

受託者

別紙 1

作業環境測定仕様書

1. 目的

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条第1項の規定に基づき、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第3条第2項により、作業環境測定を行うものである。

2. 実施場所

下関市衛生検査センター（試験検査課）
下関市武久町二丁目6番1号

3. 委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務概要

有機溶剤、特定化学物質使用場所の作業環境測定に必要なデザイン、サンプリング、分析、測定記録及び測定結果の評価を行う。測定対象物質等詳細については、別紙2「作業環境測定項目」のとおりとする。

5. 測定日

測定日については双方協議の上、決定する。1回目8月、2回目2月を予定。

6. 測定方法

作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第10条及び第13条に定める方法によること。

7. 測定記録

測定を行った際には、次の事項を記録し、結果報告書に記載すること。

- (1) 測定日時
- (2) 測定方法
- (3) 測定箇所
- (4) 測定条件
- (5) 測定結果
- (6) 測定を実施した者の氏名

8. 測定結果の評価

作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に従って、測定結果の評価を行い、次の事項を結果報告書に記載すること。

- (1) 評価日時
- (2) 評価箇所
- (3) 評価結果
- (4) 評価を実施した者の氏名

作業環境測定項目

測定場所	面積 (m2)	測定回数 (回/年)	測定点数	有機溶剤・特定化学物質名
食品化学室	82.8	2	A測定:一式 B測定:一式	アセトン
				イソペンチルアルコール (イソアミルアルコール)
				トルエン
				ノルマルヘキサン
				メタノール
				クロム酸及びその塩
				ホルムアルデヒド
環境試験室	119.1	2	A測定:一式 B測定:一式	アセトン
				ノルマルヘキサン
				メタノール
				マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)
GC室	20.9	2	A測定:一式 B測定:一式	アセトン
				メタノール
LC/LC-MS室	49.5	2	A測定:一式 B測定:一式	イソプロピルアルコール
				メタノール

A測定は作業環境測定基準第2条第1項第1号から第2号までの規定による測定を、B測定は同基準第2条第1項第2号の2の規定による測定を行う。

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、しものせきエコマネジメントプランに基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、しものせきエコマネジメントプランの趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

と。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 4

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。